

- 2015年、安倍総理とコモロフスキ大統領との間で、両国関係の「戦略的パートナーシップ」への格上げに同意。
- 同パートナーシップを具体化するため、2017～2020年の行動計画を策定。右期間の終了を受け、より幅広い分野における2021～2025年の協力目標を定めるもの。

1. 政治・安全保障協力

- 二国間の定期的なハイレベルの接触の維持
- 両国外務省間の政治的対話の強化
- 国家安全保障及び防衛協力に関する対話の深化 等

2. 経済協力(インフラ、農業、エネルギー、環境、科学技術、教育)

- 二国間経済協力、貿易及び投資の深化・拡大
- インフラ分野の協力推進(交通ハブプロジェクト、鉄道等)
- 農業分野の協力推進、食品安全の分野における協力強化
- エネルギー、気候変動、環境分野に関する協力の強化
(水素、原子力の平和利用、高温ガス冷却炉技術の研究・開発、クリーン・コール技術分野の協力強化 等)
- 科学技術分野における協力の拡大、学術機関間の交流促進
- 医薬品、医療機器の分野における協力推進
- 2025年大阪・関西万博成功に向けた協力促進 等

3. 文化・人的交流の促進

- 芸術家、文化専門家及びショパン国際ピアノコンクール等音楽分野の交流促進
- 和食とポーランド料理の普及の促進
- ワーキングホリデー制度に基づく若者交流の支援 等

- 地方自治体のための交流プログラムの発展及び姉妹都市交流の促進
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会やホストタウン交流も踏まえたスポーツ分野の交流促進 等

4. 多国間協力

<二国間関係の補完>

- 安保理改革の早期実現に向けた国連における緊密な協力
- EU、ASEMの枠組みにおける対話、NATOにおける協力
- 「V4+日本」における事業及び協議の追求
- 三海域イニシアティブにおける協力の可能性を検討
- <国際場裡及び地域における共通の価値・原則の促進>
- ウクライナの領土一体性、主権及び独立に関する国境の不可侵の原則並びにクリミア半島の違法な併合に対する不承認政策へのコミットメントを確保
- 東シナ海及び南シナ海における威圧的又は一方的な行動に対する反対、航行の自由の重要性の再確認及び南シナ海における紛争の平和的解決の追求
- 北朝鮮のような拡散の危機の解決に資する軍縮、不拡散及び軍備管理に関する条約及びレジームの完全な履行及び実施の支持
- 北朝鮮に対する、非核化に向けた具体的な行動及び拉致被害者の可及的速やかな帰還を含む基本的人権の尊重の要求
- 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の促進 等